

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定について

令和元年 12 月 11 日

<問い合わせ先>

航空局 安全部

運航安全課

乗員政策室

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省では、別添のとおり、「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定を予定しています。このため、広く国民の皆様から、本制定についての御意見を募集いたします。

お寄せ頂いた御意見につきましては、担当課において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考資料とさせていただきます。御意見の受付は下記の要領で行いますので、よろしく願いいたします。

## 記

### ○意見募集対象

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定について

(別添)【PDF 形式】

### ○意見送付方法

別紙の意見提出様式に日本語にて御記入の上、次のいずれかの方法にて送付願います。その際、必ず「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定に関するパブリックコメントと明記して下さいようお願いいたします。

① 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-fsd\_asd\_cab\_mlit@gxb.mlit.go.jp

国土交通省航空局安全部運航安全課乗員政策室 あて

② 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省航空局安全部運航安全課乗員政策室 あて

③ FAX の場合

FAX 番号：03-5253-1661

国土交通省航空局安全部運航安全課乗員政策室 あて

○意見募集期間

令和元年12月11日（火）から令和2年1月9日（木）まで（必着）

○注意事項

※御意見を正確に把握するため、電話等による御意見はご遠慮願います。

※頂いた御意見に対する個別の回答は致しておりませんので、あらかじめその旨、御了承願います。

※頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることを御承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）

別紙

「技能証明に付された限定と同一の種類及び等級であって、操縦経験のない型式の航空機を操縦しようとする場合等の教育訓練に関するガイドライン」の制定

<意見提出様式>

(ふりがな) 氏 名	
住 所	
所 属	(団体名) (部署名)
電話番号	
メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理 由)